

# 令和6年3月単価の適用時期について

1. 令和6年3月単価の適用につきましては、次のとおりとなっていますのでご留意ください。

- (1) 令和6年3月1日から3月11日までに入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行う工事等の資材については、令和6年2月5日更新単価を適用します。  
（積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は令和5年単価となります。）
- (2) 令和6年3月12日から13日の間に入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行う工事等の資材については、令和6年2月5日更新単価を適用します。  
（積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は令和6年単価となります。）  
※ 既に北海道建設部見積用参考資料等提供システム（通称：クマオス）で公開されている設計書について、割増対象賃金比が旧単価の賃金比となっているものは、新単価（令和6年3月1日公表単価）の賃金比に読み替えてください。
- (3) 令和6年3月14日以降に入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）を行う工事等の資材については、令和6年3月5日更新単価を適用します。  
（積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価は令和6年単価となります。）  
※ 既に北海道建設部見積用参考資料等提供システム（通称：クマオス）で公開されている設計書について、割増対象賃金比が旧単価の賃金比となっているものは、新単価（令和6年3月1日公表単価）の賃金比に読み替えてください。
- (4) 再計算対象外の工事及び業務で、令和6年3月1日以降に契約するもののうち、積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務等技術者単価について、令和5年単価（旧単価）を適用しているものについては、次の特例措置により請求が可能です。

2. 令和6年度設計業務委託等技術者単価及び令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置につきましては、次のとおりとなっています。

特例措置：令和5年単価を適用し令和6年3月1日以降に契約した工事及び委託業務について、受注（受託）者の請求により、新労務単価に基づく契約に変更できる。

【算出方法】変更後の請負代金額（業務委託料）＝P新 × k  
P新：新労務単価及び契約時点の材料単価等により積算された予定価格　k：当初契約の落札率

3. 令和6年2月29日以前に契約した工事においては、必要に応じてスライド条項の適用が可能です。  
（基準日：3月1日時点で、残りの工期が2ヶ月以上ある工事）

月	2月						3月																						
日	24	25	26	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	水	木
							★ 労務 単価 適用 日																						
単価							労務：R5年単価 資材：2月5日更新単価										労務：R6年単価 資材：2月5日更新単価		労務：R6年単価 資材：3月5日更新単価										
特例措置							← 特例措置期間 → 旧労務単価による入札（工事・委託）で、令和6年3月1日以降に契約するもの → 新労務（技術者）単価に基づく契約変更																						
							【インフレスライド条項の適用（工事）】 ・ 2月29日以前に契約した工事のうち、基準日時点で残工期が2ヶ月以上ある工事 ⇒ 契約変更 ・ 新旧単価による残工事の請負代金額の差額のうち、残工事費の1%を超える額																						

労務単価適用日の翌日より6開庁日経過後の入札（開札日）に付す工事等から新労務単価を適用した入札となります。